

# 公認心理師養成カリキュラムの整理

吉 岡 久 美 子

## はじめに

国家資格として公認心理師が誕生し、本学でも2018年4月から公認心理師養成カリキュラムが、学部・大学院同時期にスタートした。

この間、本学における制度導入に携わったことから、本稿では養成カリキュラムを概説し、ここまでのポイントを整理し、今後の方向性について話題にしたい。

務経験について、(6) 受験資格の特例において規定する科目について、(7) いわゆる現任者について、(8) 公認心理師試験についてなどからなっている。

例えば(1)については、資格を得た時の姿を踏まえた上でのカリキュラム整備が重要であることが明記され、卒業時到達目標から、それを達成するような教育全体としてのグランドデザインの整備が求められ、その考えに応じた専門家としての役割、知識、技術などが整理

## 1. 公認心理師法整備までの流れ

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次にあげる行為を業とする者をいう。

公認心理師資格の概要は、表1のとおりである。

公認心理師法は2015年9月9日に国会で成立し、同年9月9日に公布された。国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的としたものである。法律は、第1章総則(第1～第3条)、第2章試験(第4条～第27条)、第3章登録(第28条～第39条)、第4章義務等(第40条～第45条)、第5章罰則(第46条～第50条)、附則からなる。

その後、2017年9月15日に施行され、2018年度から大学・大学院で公認心理師養成が始まった。

この間、2016年9月から法を具体化するために公認心理師カリキュラム等検討会が継続的に開催され、2017年5月31日には「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」がまとめられた。

## 2. カリキュラム等検討会報告書

カリキュラム検討会では、(1) 公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について、(2) (1)を踏まえたカリキュラムの到達目標、(3) 大学および大学院における必要な科目の考え方について、(4) 大学および大学院における必要な科目、(5) 法第7条第2号に係る実

表1 公認心理師法の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| <b>一 目的</b>     | 公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。   |
| <b>二 定義</b>     | 「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。<br>① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析<br>② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助<br>③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助<br>④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 |
| <b>三 試験</b>     | 公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。<br>① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等<br>② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等<br>③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者  |
| <b>四 義務</b>     | 1 信用失墜行為の禁止<br>2 秘密保持義務(違反者には罰則)<br>3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。   |
| <b>五 名称使用制限</b> | 公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。(違反者には罰則)   |
| <b>六 主務大臣</b>   | 文部科学大臣及び厚生労働大臣  |
| <b>七 施行期日</b>   | 一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。   |
| <b>八 経過措置</b>   | 既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。   |

(出所：カリキュラム検討会報告書、P33)

されている。また、公認心理師法でいうところの第2条の規定に基づいた実践能力の養成が求められている。〈活動する分野を問わず求められるもの〉と〈活動する分野を問わず求められるもの〉などがある。職責や倫理観、主体的な学び、医療分野、保健分野、教育分野、福祉分野、司法・犯罪分野それぞれの分野における基本的な知識などが示されている。留意点については、適切な知識および技能が身に付けられること、主体的な学び、バランス感覚、特に大学教育においては、問題解決を行う手法も加えることなどが掲げられている。

(2)については、それぞれの科目に関する到達目標が記載されている。また、専門家としての自覚(役割、法的義務の理解と適切な理解、安全優先、守秘義務と情報の取り扱いなど)、問題解決能力と生涯学習(課題発見、自己学習、社会の変化をとらえながら、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲および態度)、他職種連携・地域連携(チームにおける役割、医療機関における「チーム医療」の体験など)についても掲げられている。

### 3. 公認心理師カリキュラム整備

公認心理師カリキュラムは、学部25科目、大学院10科目である。以下概要とポイントを整理する。

#### (1) 学部科目

心理学基礎科目と心理学発展科目からなる。

先に述べたように、本資格は学部から心理学を修めることが法律上定められているため、学部段階における心理学に関する基礎知識は大変重要である。学部段階における科目は、大きく心理学基礎科目、心理学発展科目、実習演習科目、に分けられる。

##### 1) 心理学基礎科目

公認心理師の職責、心理学概論、臨床心理学概論、心理学研究法、心理学統計法、心理学実験である。中でも公認心理師の職責は、あらたに開設された科目であり専門家養成において、重要な科目である。そこでは、その役割、法的義務と倫理、心理支援を要するものへの安全の確保、情報の取り扱い、専門家の具体的な業務、自己課題発見・解決能力、生涯学習の準備、他職種連携などが盛り込まれている。

##### 2) 心理学発展科目

知覚・認知心理学、感情・人格心理学、神経・生理心理学、社会・集団・家族心理学、発達心理学、障害者・障害児心理学、心理的アセスメント、心理学的支援法、健康・医療心理学、福祉心理学、教育・学校心理学、司法・犯罪心理学、産業・労働心理学、人体の構造と機能及び疾病、精神疾患とその治療、関係行政法からなる。

心理支援が汎用性のある分野での資格であることから、医療保健分野、教育分野、福祉分野、産業労働分野、

司法・犯罪分野と幅広い分野を学ぶことになる。

#### 3) 実習演習科目

心理演習、心理実習からなる。心理実習は80時間以上である。それぞれに担当できる教員の資格要件や実習指導者(学内、学外)の規定が定められている。またこの科目を開設するには、厚生労働に確認申請書(実習計画書、実習承諾書、教員調書、実習指導者調書)を提出し、認められる必要がある。実習施設についても法律上の指示がある。本学では、福岡県、福岡市、大学病院ほか医療機関、法務省、産業労働機関など幅広く承諾をいただいた。また学外の実習指導者についても豊かなキャリアをもつ先生方に承諾をいただいた(実習承諾機関8機関、実習指導者12名)。

#### (2) 大学院科目

##### 1) 心理実践科目

保健医療分野に関する理論と支援の展開、福祉分野に関する理論と支援の展開、教育分野に関する理論と支援の展開、司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開、産業・労働分野に関する理論と支援の展開、心理的アセスメントに関する理論と支援の展開、心理支援に関する理論と実践、家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践、心の健康教育に関する理論と支援の実践である。

##### 2) 実習科目

心理実践実習は450時間以上である。これについても学部同様、担当できる教員の資格要件や実習指導者(学内、学外)の規定が定められている。大学院事務課の多大なる協力をいただきながら、厚生労働省に確認申請書(実習計画書、実習承諾書、教員調書、実習指導者調書)を提出し認められた。2018年10月から実習を開始している。

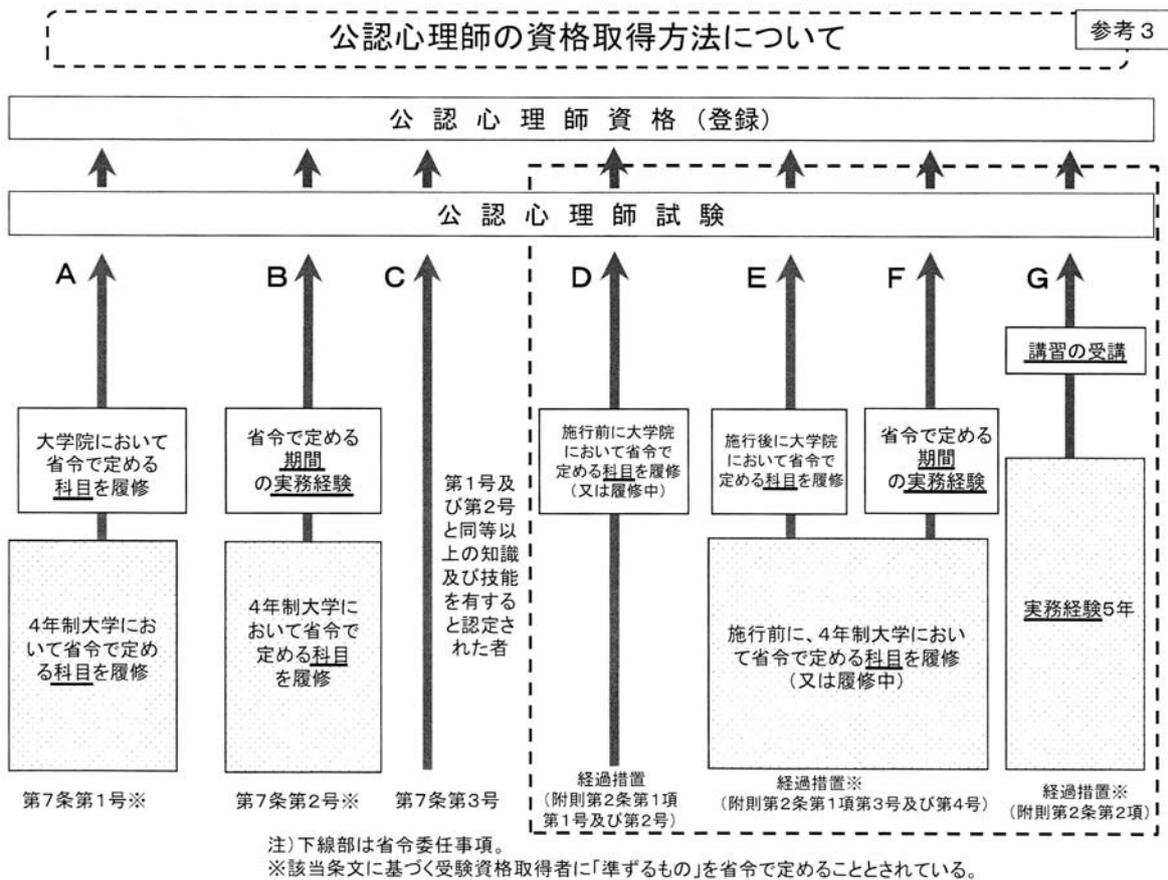
「心理実践実習」の外部での実習機関は6機関、学外実習指導者6名の方々の協力をいただいた。省庁に提出した実習計画書に則り、学内実習担当教員は、実習指導(学内での指導と定期的な巡回指導)にあたっている。

### 4. 養成について

受験資格取得には下記のルートがある(表2)。

現在は、経過措置といわれる人々が受験しているが、2018年4月に入学した人が大学院に進学しストレートで合格した場合、2024年に合格者が誕生する流れとなる。ちなみに2018年の入学生は、大学で所定の科目を履修して卒業し、更に大学院で所定の科目を履修する基本ルートと、大学で所定の科目を履修して卒業し、その後2年以上の実務経験を積む場合の2つのルートがある。

表2 公認心理師の資格取得方法について



(出所：カリキュラム検討会報告書, P34)

## 5. 国家試験の現況

国家試験についても定められている。出題範囲については、『出題範囲として詳細な科目は定めず、公認心理師として具有すべき知識及び技能』について出題する。医師国家試験の出題基準及びブループリントに相当するものを作成し、出題に際して準拠する基準とする」と定められている。試験の実施方法や合格基準あるいは試験

実施時期についても明記されている。

平成30年度に第1回公認心理師試験が実施され、令和元年6月末現在資格登録者数は26,766人である。

第2回試験は、令和元年8月4日（日）に実施され、令和元年9月13日（金）合格発表が行われた。合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。第2回目の合格率は46.4%である。概要は表3のとおりである。

表3 第2回公認心理師国家試験の概要

| 第2回公認心理師試験合格者の概要  |       |                 |        |  |       |      |       |
|-------------------|-------|-----------------|--------|--|-------|------|-------|
| <b>1 合格者の性別</b>   |       | <b>2 合格者の年齢</b> |        | <b>4 合格者の都道府県</b>  |       |      |       |
| 性別                | 人数(人) | 割合(%)           | 年齢区分   | 人数(人)  | 割合(%) | 都道府県 | 人数(人) |
| 男                 | 2,207 | 28.1            | ～30    | 1,513  | 19.2  | 北海道  | 354   |
| 女                 | 5,657 | 71.9            | 31～40  | 2,270  | 28.9  | 滋賀県  | 99    |
| 計                 | 7,864 | 100.0           | 41～50  | 2,078  | 26.4  | 青森県  | 41    |
|                   |       |                 | 51～60  | 1,455  | 18.5  | 京都府  | 281   |
|                   |       |                 | 61～    | 548  | 7.0   | 岩手県  | 49    |
|                   |       |                 | 計      | 7,864  | 100.0 | 大阪府  | 595   |
| <b>3 合格者の受験区分</b> |       |                 |        | (注) 合格者の受験時の住所による。   |       |      |       |
| 受験区分              | 人数(人) | 割合(%)           | 合格率(%) | 参考   |       |      |       |
| A                 | /     | /               | /      | (法第7条第1号)<br>大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了   |       |      |       |
| B                 | /     | /               | /      | (法第7条第2号)<br>大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験  |       |      |       |
| C                 | 4     | 0.1             | 66.7   | (法第7条第3号)<br>文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定   |       |      |       |
| D1                | 1,879 | 23.9            | 53.6   | (法附則第2条第1項第1号)<br>平成29年9月15日より前に、大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の置き換えあり)を修めて修了  |       |      |       |
| D2                | 1,253 | 15.9            | 58.8   | (法附則第2条第1項第2号)<br>平成29年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則第2条で定める科目(科目の置き換えあり)を修めて大学院を修了  |       |      |       |
| E                 | /     | /               | /      | (法附則第2条第1項第3号)<br>平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則第3条で定める科目(科目の置き換えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、平成29年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の置き換え対象外)を修めて修了       |       |      |       |
| F                 | /     | /               | /      | (法附則第2条第1項第4号)<br>平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則第3条で定める科目(科目の置き換えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験                             |       |      |       |
| G                 | 4,728 | 60.1            | 41.8   | (法附則第2条第2項)<br>平成29年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い、(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則第6条で定める施設で5年以上実務を経験 |       |      |       |
| 計                 | 7,864 | 100.0           | 46.4   | (注) 合格者の受験時の住所による。   |       |      |       |

(出所: 「高等教育と専門職大学院を取り巻く状況について」 P54)

## 6. 本学における取り組み

### (1) 全学の理解と事務方の多大なる支援

この間、学科や学部をこえた理解と協力、学部事務室・大学院事務課の多大なる支援を継続的にいただきながら、今日まで進めている。

例えば事務方による支援については、受験資格の特例への対応についてがある(表4、表5)。

いわゆる読み替え科目についてである。教員はもとより大学院事務課および学部事務室の事務の方々に多大なる協力(=過去のシラバス準備など)をいただいた。また、卒業生への周知対応の方法についてもミーティングを重ねながら一緒に検討いただいた。広報課の方々にも大いにお世話になった。

「科目確認書」についても協力をいただいた。こちらで準備した膨大な書類(例、教員調書、実習指導者調書、実習承諾書など)を一つにまとめていただいたり、不明な点があれば省庁に連絡・確認の作業をお願いすることもある。

こうした諸作業は慎重さと丁寧さと確実性が求められる。この間こうした作業をともに進めていただき、大いに支えていただいている。

今後は、法令順守の確認や諸々の変更届あるいは数年後の法改正などがある。学部・大学院とも事務方のサポートがなければ、資格の申請、運用は成立しなかったと感じている。

### (2) 本学の持ち味を活かした専門家養成

折しも「公認心理師養成大学・大学院ガイド」にて本学の養成について紹介する機会があった。ガイドでは主に実習科目に関する記載が主であったが、特色については総合大学であること(一つのキャンパスに9学部31学科、大学院10研究科34専攻が集積する総合大学)と、平成30年(2018年)職業選択を意識したカリキュラム改正が行われ、トラック制による学びがスタートしたことを紹介した。

専門家を目指すには心理だけを学ぶのではなく、豊かな人間性、幅広い学問への接近、地道な取り組みなどが必要になると考える。総合大学の良さ、学科トラック制のよさを大いに活かした自身のキャリア形成を意識していくことが重要になり、それへの適切なサポートが必要になると思われる。

### (3) 今後の課題

先にも述べたように、大学院は完成年度を迎えるにあ

表4 受験資格の特例について：大学における科目

| 受験資格の特例について②<br>(法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目)   |                 |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|--|-----------------|-----------|--------|----------|---------|---------|--------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|--------|------------|-----|------------|----------|-----------|----|--------|-----------|-----------|-----------|---|---------------|------------|-----|--------|-------|---------------|--|
| 法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目  | 法施行日前に大学に入学した場合 |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
| <table border="1"> <tr><td rowspan="6">I</td><td>①公認心理師の職責</td></tr> <tr><td>②心理学概論</td></tr> <tr><td>③臨床心理学概論</td></tr> <tr><td>④心理学研究法</td></tr> <tr><td>⑤心理学統計法</td></tr> <tr><td>⑥心理学実験</td></tr> <tr><td rowspan="7">II</td><td>⑦知覚・認知心理学</td></tr> <tr><td>⑧学習・言語心理学</td></tr> <tr><td>⑨感情・人格心理学</td></tr> <tr><td>⑩神経・生理心理学</td></tr> <tr><td>⑪社会・集団・家族心理学</td></tr> <tr><td>⑫発達心理学</td></tr> <tr><td>⑬障害者（児）心理学</td></tr> <tr><td rowspan="3">III</td><td>⑭心理的アセスメント</td></tr> <tr><td>⑮心理学的支援法</td></tr> <tr><td>⑯健康・医療心理学</td></tr> <tr><td rowspan="4">IV</td><td>⑰福祉心理学</td></tr> <tr><td>⑱教育・学校心理学</td></tr> <tr><td>⑲司法・犯罪心理学</td></tr> <tr><td>⑳産業・組織心理学</td></tr> <tr><td rowspan="2">V</td><td>㉑人体の構造と機能及び疾病</td></tr> <tr><td>㉒精神疾患とその治療</td></tr> <tr><td rowspan="3">III</td><td>㉓関係行政論</td></tr> <tr><td>㉔心理演習</td></tr> <tr><td>㉕心理実習（80時間以上）</td></tr> </table> | I               | ①公認心理師の職責 | ②心理学概論 | ③臨床心理学概論 | ④心理学研究法 | ⑤心理学統計法 | ⑥心理学実験 | II | ⑦知覚・認知心理学 | ⑧学習・言語心理学 | ⑨感情・人格心理学 | ⑩神経・生理心理学 | ⑪社会・集団・家族心理学 | ⑫発達心理学 | ⑬障害者（児）心理学 | III | ⑭心理的アセスメント | ⑮心理学的支援法 | ⑯健康・医療心理学 | IV | ⑰福祉心理学 | ⑱教育・学校心理学 | ⑲司法・犯罪心理学 | ⑳産業・組織心理学 | V | ㉑人体の構造と機能及び疾病 | ㉒精神疾患とその治療 | III | ㉓関係行政論 | ㉔心理演習 | ㉕心理実習（80時間以上） | <p>①と⑬を除いた23科目をその類似性からⅠ～Ⅴの5つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計12科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。</p> <p>※①及び⑬は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。</p> <p>➢ Ⅰ（②～⑥）：心理学基礎科目<br/>→ 3科目以上相当を修める</p> <p>➢ Ⅱ（⑦～⑬）：心理学の基本的理論に関する科目<br/>→ 4科目以上相当を修める</p> <p>➢ Ⅲ（⑭、⑮、⑯及び㉑）：心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目<br/>→ 2科目以上相当を修める（ただし㉑については時間を問わない）</p> <p>➢ Ⅳ（⑰～⑳）：主な職種における心理学に関する科目<br/>→ 2科目以上相当を修める（ただし、⑰を心理学関連科目（Ⅴ）として修める場合、主な職種における心理学に関する科目（Ⅳ）として⑰～⑳から2科目以上相当を修める）</p> <p>➢ Ⅴ（㉑、㉒）：心理学関連科目<br/>→ ㉑又は㉒に相当する科目を修める（⑰に相当する科目を修めた場合も可）</p> |
| I  |                 | ①公認心理師の職責 |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  |                 | ②心理学概論    |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  |                 | ③臨床心理学概論  |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  |                 | ④心理学研究法   |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  |                 | ⑤心理学統計法   |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑥心理学実験          |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
| II   | ⑦知覚・認知心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑧学習・言語心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑨感情・人格心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑩神経・生理心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑪社会・集団・家族心理学    |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑫発達心理学          |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑬障害者（児）心理学      |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
| III  | ⑭心理的アセスメント      |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑮心理学的支援法        |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑯健康・医療心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
| IV   | ⑰福祉心理学          |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑱教育・学校心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑲司法・犯罪心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ⑳産業・組織心理学       |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
| V  | ㉑人体の構造と機能及び疾病   |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ㉒精神疾患とその治療      |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
| III  | ㉓関係行政論          |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ㉔心理演習           |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |
|  | ㉕心理実習（80時間以上）   |           |        |          |         |         |        |    |           |           |           |           |              |        |            |     |            |          |           |    |        |           |           |           |   |               |            |     |        |       |               |  |

（出所：受験資格の特例について② P25）

表5 受験資格の特例について：大学院における科目

| 受験資格の特例について①<br>(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)  |   |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|--|---|----------------------|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|----|---------------------|----------------|--------------------------------|-----|------------------|------------------|--|
| 法第7条第1号の省令で定める科目   | 法施行日前に大学院の課程を修了した場合又は法施行日前に大学院に入学している場合 |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
| <table border="1"> <tr><td rowspan="5">I</td><td>①保健医療分野に関する理論と支援の展開</td></tr> <tr><td>②福祉分野に関する理論と支援の展開</td></tr> <tr><td>③教育分野に関する理論と支援の展開</td></tr> <tr><td>④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開</td></tr> <tr><td>⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開</td></tr> <tr><td rowspan="3">II</td><td>⑥心理的アセスメントに関する理論と実践</td></tr> <tr><td>⑦心理支援に関する理論と実践</td></tr> <tr><td>⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践</td></tr> <tr><td rowspan="2">III</td><td>⑨心の健康教育に関する理論と実践</td></tr> <tr><td>⑩心理実践実習（450時間以上）</td></tr> </table> | I                                       | ①保健医療分野に関する理論と支援の展開  | ②福祉分野に関する理論と支援の展開 | ③教育分野に関する理論と支援の展開 | ④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 | ⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開 | II | ⑥心理的アセスメントに関する理論と実践 | ⑦心理支援に関する理論と実践 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | III | ⑨心の健康教育に関する理論と実践 | ⑩心理実践実習（450時間以上） | <p>①から⑩までの科目をその類似性からⅠ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計6科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。</p> <p>➢ Ⅰ（①～⑤）：主な職種における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目<br/>→ ①を含む3科目以上相当を修める</p> <p>➢ Ⅱ（⑥～⑨）：心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目<br/>→ ⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める</p> <p>➢ Ⅲ（⑩）：実習科目<br/>→ 相当する科目を修める（時間は問わない）</p> |
| I  |   | ①保健医療分野に関する理論と支援の展開  |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  |   | ②福祉分野に関する理論と支援の展開    |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  |   | ③教育分野に関する理論と支援の展開    |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  |   | ④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  | ⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開                    |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
| II   | ⑥心理的アセスメントに関する理論と実践                     |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  | ⑦心理支援に関する理論と実践                          |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践          |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
| III  | ⑨心の健康教育に関する理論と実践                        |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |
|  | ⑩心理実践実習（450時間以上）                        |                      |                   |                   |                      |                      |    |                     |                |                                |     |                  |                  |  |

（出所：受験資格の特例について① P26）

たり、課題の整理とあらたな展開を期すべく、現在カリキュラムの見直しを行っている。学部は2020年度から養成カリキュラム3年目に入り、また2021年度に開講される実習などの準備を始めている。数年後には法律の見直しが予定されている。国民の期待に応えられる人材育成とともに公認心理師としてスタートラインにたてること（＝国家試験合格）は大変重要である。関係する情報を把握し、適切に対応できるよう、種々整理しながらよりよいものとなるよう検討を重ねたい。

## 文献

- 公認心理師養成大学・大学院ガイド ところの科学，日本評論社  
公認心理師カリキュラム等検討会 報告書，平成29年5月31日  
高等教育と専門職大学院を取り巻く状況について，心理分野の高度専門職業人養成について，日本臨床心理士養成大学院協議会，年次大会配布資料 p54.

## 付記：

本号の最後に、資料として公認心理師法を掲載している。参考にされたい。

# 公認心理師法

## 目次

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 第一章 | 総則(第一条—第三条)     |
| 第二章 | 試験(第四条—第二十七条)   |
| 第三章 | 登録(第二十八条—第三十九条) |
| 第四章 | 義務等(第四十条—第四十五条) |
| 第五章 | 罰則(第四十六条—第五十条)  |
|     | 附則              |

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもつて、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

### (欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

## 第二章 試験

### (資格)

第四条 公認心理師試験(以下「試験」という。)に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。

### (試験)

第五条 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

### (試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。

### (受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除

く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

二 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

（試験の無効等）

第八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができずとするところである。

（受験手数料）

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところによ

り、試験事務を行うとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員を選任及び解任）

第十一条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定

を受けた後遅滞なく、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。  
3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(公認心理師試験委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

## (指定の取消し等)

第二十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

## (指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

## (指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条

(四)

第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

## (文部科学大臣及び厚生労働大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

## (公示)

第二十六条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

## (試験の細目等)

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

## 第三章 登録

## (登録)

第二十八条 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事

項の登録を受けなければならない。

(公認心理師登録簿)

第二十九条 公認心理師登録簿は、文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ備える。

(公認心理師登録証)

第三十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した公認心理師登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 公認心理師は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が第四十条、第四十一条又は第四十二条第二項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(情報の提供)

第三十四条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

(変更登録等の手数料)

第三十五条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を

受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十六条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、公認心理師の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行うおとする者の申請により行う。

第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、第二十九条中「文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、並びに第三十五条中「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、公認心理師の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十五条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第三十八条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十六条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項の申請」とあり、及び同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十六条第二項の申請」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、

第二十三条第一項及び第二十六条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(文部科学省令・厚生労働省令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、公認心理師の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

#### 第四章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第四十条 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十一条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第四十二条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

(資質向上の責務)

第四十三条 公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、第二条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十四条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。

(経過措置等)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

#### 第五章 罰則

第四十六条 第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十七条 第十六条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第二十二条第二項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定により公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、公認心理師の名称を使用し、又はその名称中に心理師という文字を用いたもの

二 第四十四条第一項又は第二項の規定に違反した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第十九条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第二十一条（第三十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けないうで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条までの規定並びに第四十七條、第四十八條及び第五十條（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第八條から第十一條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### （受験資格の特例）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 この法律の施行の日（以下この項及び附則第六條において「施行日」という。）前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であつて、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの

二 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であつて、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの

- 三 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、施行日以後に同法に基づく大学院において第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの

- 四 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

- 2 この法律の施行の際現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、この法律の施行後五年間は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行つた者
- 3 前項に規定する者に対する試験は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その科目の一部を免除することができる。

### （受験資格に関する配慮）

第三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令を定め、及び同条第三号の認定を行うに当たっては、同条第二号又は第三号に掲げる者が同条第一号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間を相当の期間とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

### （名称の使用制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に公認心理師という名称を使用している者又はそ

の名称中に心理師の文字を用いている者については、第四十四条第一項又は第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(試験の実施に関する特例)

第六条 第六条の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験を行わないことができる。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(八)の次に次のように加える。

|  |      |                |
|--|------|----------------|
| (八)の二<br>公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第二十八条(登録)の公認心理師の登録 | 登録件数 | 一件につき一万<br>五千円 |
|--|------|----------------|

(文部科学省設置法の一部改正)

第八条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正)

第十条 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に改め、第八十九号の二を第八十九号の三とする。

附則第七条中厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定を削る。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「同項第八十九号」を「同項第八十九号の二」に改め、第八十九号の二を第八十九号の三とする。

第十一条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加え、削る。

附則第二十八条のうちアルコール健康障害対策基本法附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定の改正規定及び同法第十八条第一項の改正規定を削る改正規定中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に、「第四条第一項第八十九号の二」を「第四条第一項第八十九号の三」に、「八十九の二」を「八十九の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に、「改め、同法第十八条第一項の改正規定を削る」を「改める」に改める。

附則第二十九条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に、「同項第八十九号」を「同項第八十九号の二」に、「同項第八十九号の二」を「同項第八十九号の三」に、「八十九の二」を「八十九の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に改め、「第十一条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定(同項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える部分に限る。)」を削る。